

チーム医療推進のための看護業務検討WGにおける主な御意見 (平成23年4月13日)

- いずれの申請施設についても、「特定看護師（仮称）業務試行事業 募集要項」の指定基準を満たすものと認められる。
- 安全管理規定は十分慎重に作成されている。また、病院ごとにプロトコールが定められており、これに則って業務が行われるのであれば問題はない。
- 全体的に準備不足。申請書の内容では業務試行を行わせるのは不安。焦らず、しっかりと安全管理体制を整えてから行うべきではないか。
- 試行事業を実施するに当たっては、どのような安全管理体制が整備されているかだけでなく、実際にどの程度安全管理体制が機能しているかわかるような資料が必要。
- 試行事業を実施する際には「評価」が重要。こういった項目について、こういった方法で評価するかが不明確。今後、例えば臨床研修医の評価制度等を参考にして、こういった評価を行うか検討する必要がある。
- 各施設において、試行対象の看護師の業務実施の在り方に関するイメージが異なるように思われる。今後、医師との関係性の観点から、「包括的指示」の在り方等について検討を進める必要がある。
- 各施設ともプログラムが大まかなものになっている。試行事業を実施するに当たり、各施設でさらに詰めていただく必要があるだろう。
- 今後、特定看護師（仮称）について検討を行うに当たっては、今回申請のあった4施設のみならず、もっと多くのデータを収集すべき。